

新田自治会規約細則

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この細則は新田自治会規約第42条の規定に基づき、規約の施行に必要な事項を定めるものとする。

(会費)

第2条 規約第6条に定める本会の会費は次のとおりとする。

- (1) 自治会費は、1世帯当たり月額600円とする。ただし、内100円は各部の経費とする。
- (2) 消防防災費は、年額1,200円とする。
- (3) 賛助会員の自治会費は、上記に準じ、協議の上、決定するものとする。
- (4) 自治会費は、毎年2・4・6・8・10・12月の20日までに、2カ月分を前納する。ただし、6カ月分及び1年分の前納を可とする。
- (5) 消防防災費は、5月に徴収する。ただし、自治会費とともに前納を可とする。
- (6) 新入会員には、転入月の翌月から徴収する。
- (7) 退会者には、転出月の翌月分から、前納分を返還する。

第2章 組 織

(部および隣組)

第3条 本会は事業の遂行、情報伝達、連絡のため、区域を分かち、第1から第10までの部を設け、各部内に隣組を置くものとする。

- 2 部および隣組の運営は、それぞれの部または隣組において自主的に定める。
- 3 隣組の再編については、隣組間の協議によって合併・分離することができるものとする。

(事務局の設置)

第4条 本会に事務局を置くものとする。

- 2 事務局には、事務局長を置き、事務局担当理事がこれにあたる。また、必要に応じ事務局長を補佐する職および事務を専任して担当する事務員を置くことができる。

第3章 役 員

(役員)

第5条 規約第10条に定める役員は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 4名以内 |
| (3) 事務局担当理事 | 若干名 |
| (4) 部長 | 10名 |
| (5) 監事 | 2名 |

(役員を選出)

第6条 規約第10条に定める役員を選出は、次のとおりとする。

- (1) 部長を除く役員を選出は、選考委員会で行う。
- (2) 選考委員会は会長が会員から指名し、役員会の承認を得るものとする。
- (3) 部長は、各部において選出するものとする。

(役員職務)

第7条 役員職務は規約第12条に従い、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- (3) 事務局担当理事は、本会の運営に係わる事務、会計事務の処理及び自治会館の維持管理を行う。
- (4) 部長は、部を代表し、部の会務を処理するとともに本会の会務を分担する。
- (5) 監事は、本会の会計、資産および業務執行状況を監査する。

(委員)

第8条 規約第10条に規定する役員のほか次の委員を置く。

- | | |
|---------|-----|
| (1) 副部長 | 10名 |
| (2) 協議員 | 40名 |
| (3) 隣組長 | 隣組数 |

(委員の選出)

第9条 委員は、各部において選出するものとする。

2 協議員の正副委員長は、各委員の互選により選出するものとする。

(委員の任期)

第10条 委員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

2 隣組長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員の職務)

第11条 委員の職務は次のとおりとする。

(1) 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときは、その職務を代行する。また、部の会計事務を処理する。

(2) 協議員は、次の各委員を分担し、業務を処理する。

① 生活環境委員は、本会の清掃、環境美化等の環境整備に関する事項を処理する。

② 厚生委員は、本会の福祉、文化活動等に関する事項を処理する。

③ 安全委員は、本会の防災、防犯、交通安全等に関する事項を処理する。

④ 土木委員は、本会の道路側溝等土木整備に関する事項を処理する。

⑤ 必要に応じ、部長会の議決を得て、委員を統合等改編することができる。

(3) 隣組長は、本会の隣組内に関する事項を処理する。

(理事)

第12条 本会の運営を円滑に行うため、次の団体の代表者を理事とし、各団体の協力を得ることができる。

(1) 中央公民館新田分館

(2) 新田六日会

(3) 新田青年会

(4) ボランティア大星

(5) 新田長生会

(6) 民生児童委員

(7) 健康推進委員

(8) 福祉推進委員

(9) 交通安全協会新田支会

(10) 北小学校PTA

(11) 三中学校PTA

(12) 新田育成会

(13) 消防団第三分団

(14) 特定非営利活動法人 新田の風

← 追加承認 令和6年5月17日

(理事の職務)

第13条 理事は、本会の会務を分担するとともに、各団体の会員との連絡にあたり情報共有を図る。

(理事会)

第14条 理事会は、役員と理事をもって構成し円滑な事業推進のため、必要に応じ会長が招集する。

第4章 雑 則

(委任)

第15条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は役員会において定める。

附 則

この規約細則は、令和4年12月21日から施行する。

この規約細則は、令和5年2月1日から施行する。

この規約細則は、令和6年5月18日から施行する。

← 変更